

○練馬区障害者グループホーム運営支援事業実施要綱

平成19年6月15日

19練福障第10139号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都障害者グループホーム支援事業取扱要領（平成21年5月21日20福保障居第3985号。以下「都要領」という。）に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業所（以下「グループホーム」という。）のうち、次条に定めるものの運営に係る経費等の助成を行うことにより、グループホームの安定的な運営を図り、もって障害者の地域社会における自立生活を支援することを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱の対象となるグループホームは、つぎに掲げるものとする。

(1) 滞在型グループホーム（以下「滞在型」という。）

法第36条第1項の規定に基づき東京都知事または八王子市長による指定を受けたグループホーム（次号の通過型として指定を受けたものを除く。）

(2) 通過型グループホーム（以下「通過型」という。）

都要領に基づき、通過型として指定を受けたグループホームであって、対象者および事業内容によりつぎのいずれかに該当するもの

ア 精神障害者を主な対象とする通過型

イ 知的障害者を主な対象とする通過型

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

(支援事業の内容)

第3条 区長は、つぎに掲げる助成を行うものとする。

(1) 運営費の助成

(2) 夜間支援体制に対する助成

(3) 家賃助成

(4) 施設借上費の助成

(5) 通過型に対する助成

(6) 精神科医療連携体制に対する助成

(運営費の助成)

第4条 運営費の助成は、グループホームを運営する事業者（以下「事業者」という。）に対して行う。

2 運営費の助成の額は、月単位で算定し、練馬区から法に基づき共同生活援助の支給決定を受け、グループホームに入居している者（以下「入居者」という。）1人につき、つぎの額とする。

(1) 平成30年12月31日までの間

ア 介護サービス包括型・外部サービス利用型

別表第1の1の表に定める日額単価に次項に定める支援を行った日数（以下「基準日数」という。）を乗じて得た額から、国給付費額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）に基づくものをいう。以下同じ。）（受託居宅介護サービス費、夜間支援等体制加算（Ⅰ）、夜間支援等体制加算（Ⅱ）、福祉・介護職員処遇改善加算および福祉・介護職員処遇改善特別加算分を除く。）を控除した額とする。

イ 日中サービス支援型

別表第1の2の表に定める日額単価に基準日数を乗じて得た額とする。

(2) 平成31年1月1日以降

別表第1—2に定める日額単価に基準日数を乗じて得た額とする。

3 基準日数として算定できる日は、入居者に対してつぎの支援を行った日とする。ただし、これらの支援を行う旨をあらかじめ個別支援計画に記載している場合に限る。

(1) 日常生活支援

(2) 食事提供支援

(3) 介護等支援

(4) 入院時における病院等との連絡調整等支援

(5) 帰宅時における家族等との連絡調整等支援

(6) その他入居者に対する支援

(夜間支援体制に対する助成)

第5条 夜間支援体制に対する助成は、都要領に基づき夜間支援体制の認定を受けた事業者が夜間支援を行った場合に行う。

2 夜間支援体制に対する助成の額は、月単位で算定し、入居者1人につき、別表第2に定める日額単価に基準日数を乗じて得た額から、国給付費額（夜間支援等体制加算（Ⅰ）または夜間支援等体制加算（Ⅱ）分に限る。）を控除した額とする。

(家賃助成)

第6条 家賃助成は、入居者（精神障害者および第2条第2号イに規定する通過型に入居する知的障害者を除く。第9条において同じ。）が支払った家賃の一定額について行う。

2 家賃助成の額は、別表第3の基準により算定した額とする。

(施設借上費の助成)

第7条 施設借上費の助成は、事業者が負担した、入居者（精神障害者または第2条第2号イに規定する通過型に入居する知的障害者に限る。）の居住する居室の借上費の一定額について行う。

2 施設借上費の助成の額は、別表第4の基準により算定した額とする。

(通過型に対する助成)

第8条 通過型に対する助成は、通過型の事業者に対して行う。

2 通過型に対する助成の額は、つぎのとおりとする。

(1) 通過型（運営費）加算

ア 通過型（運営費）加算は、月単位で算定し、入居者（精神障害者または第2条第2号イに規定する通過型に入居する知的障害者に限る。以下この項において同じ。）1人につき、別表第5の1の表に定める日額単価に基準日数を乗じて得た額を助成する。

イ 区内グループホームに限り、練馬区または他の区市町村から法に基づき共同生活援助の支給決定を受け、グループホームに入居している者が退去

した場合、1人につき、つぎの額を助成する。

(ア) 平成30年12月31日までの間

a 介護サービス包括型・外部サービス利用型

別表第1の1の表に定める基本額の「区分1または区分なし」の欄の日額単価および別表第5の1の表に定める日額単価に、退去した日から3か月を経過した日の属する月の末日までの日数をそれぞれ乗じて得た額の合計額

b 日中サービス支援型

別表第1の2の表に定める「第4条第3項第4号、第5号、第6号（区分1以下）」の欄の日額単価および別表第5の1の表に定める日額単価に、退去した日から3か月を経過した日の属する月の末日までの日数をそれぞれ乗じて得た額の合計額

(イ) 平成31年1月1日以降

別表第1—2に定める「第4条第3項第4号、第5号、第6号（区分1以下）」の欄の日額単価および別表第5の1の表に定める日額単価に、退去した日から3か月を経過した日の属する月の末日までの日数をそれぞれ乗じて得た額の合計額

(2) 通過型（施設借上費）加算

通過型（施設借上費）加算は、居室等の借上費の一定額について、別表第5の2の表の基準により算定した額をつぎのとおり助成する。

ア 入居者が入院した場合における居室の家賃、更新料および礼金（区内グループホームに限る。）

入居者が入院し、6か月以内に退院が見込まれる場合は、入院した日から起算して6か月を経過した日の属する月の末日または入居者が退院し通過型の利用を再開する日の前日のいずれか早い日まで助成する。

イ 練馬区または他の区市町村から法に基づき共同生活援助の支給決定を受け、グループホームに入居している者が退去した居室の家賃、更新料および礼金（区内グループホームに限る。）

退去した日から起算して3か月を経過した日の属する月の末日または新

たな利用者が入居する日の前日のいずれか早い日まで助成する。

ウ 交流室の家賃、更新料および礼金（区内グループホームに限る。）

交流室1室分を助成する。

（精神科医療連携体制に対する助成）

第9条 精神科医療連携体制に対する助成は、都要領に基づき精神科医療連携体制の認定を受けた事業者が入居者（精神障害者に限る。次項において同じ。）に対し支援を行った場合に行う。

2 精神科医療連携体制に対する助成の額は、月単位で算定し、入居者1人につき、別表第6に定める日額単価に基準日数を乗じて得た額とする。

（助成金の支給）

第10条 第3条に掲げる助成（家賃助成に限る。）を受けようとする入居者は、家賃助成申請書（第1号様式）により区長に申請しなければならない。

2 区長は、入居者に対する家賃助成を適当であると認めるとき、または不適当であると認めるときは、家賃助成承認・不承認通知書（第2号様式）により入居者に通知するものとする。

3 前項の規定により家賃助成の承認を受けた入居者は、家賃助成金請求書（第3号様式）により助成金を区長に請求しなければならない。

4 第3条に掲げる助成（家賃助成を除く。）を受けようとする事業者の代表者は、都単価請求書（第4号様式）および都単価明細書（第5号様式）により、助成金を月ごとに区長に請求しなければならない。この場合において、都単価明細書には、介護給付費等の請求に関する省令（平成18年厚生労働省令第170号）附則第2条第1項に規定する訓練等給付費等明細書および提供した共同生活援助の内容の詳細を明らかにすることができる資料を添付しなければならない。

5 区長は、前2項の規定により請求があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、速やかに助成金を支給するものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年6月15日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年3月5日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年8月13日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年11月26日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

付 則（平成23年9月22日23練福障第10483号）

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

付 則（平成25年3月31日24練福障第11288号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年4月1日26練福障第10124号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年7月13日27練福障第10343号）

この要綱は、平成27年7月13日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則（平成27年9月30日27練福障第1191号）

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

付 則（平成29年3月6日28練福障第10685号）

1 この要綱は、平成29年3月6日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の練馬区障害者グループホーム支援事業実施要綱第2条第4号の規定により施行の日の前日まで助成を受けていたものへの助成については、なお従前の例による。

付 則（平成31年1月31日30練福障第11739号）

1 この要綱は、平成31年1月31日から施行し、平成30年4月1日から適用する。  
ただし、第3条第6号および第9条の規定は、平成31年1月1日から適用する。

2 改正後の第4条第2項および第8条第2項第1号の規定は、平成30年4月1日以後の運営費の助成について適用し、同日前の運営費の助成については、なお従前の例による。

付 則（令和3年3月25日2練福障第12052号）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区障害者グループホーム運営支援事業実施要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則（令和3年6月11日3練福障第10249号）

- 1 この要綱は、令和3年6月11日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区障害者グループホーム運営支援事業実施要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

別表第1（第4条関係）（平成30年4月1日～同年12月31日）

運営費の助成

1 介護サービス包括型・外部サービス利用型

ア 基本額 入居者1人当たりの日額単価（滞在型・通過型共通）

項目	4対1	5対1	6対1	体験	10対1
区分6				9,480円	—
区分5				7,500円	—
区分4				6,390円	—
区分3				5,810円	—
区分2				4,470円	2,150円
区分1または区分なし				3,220円	2,150円
個人ホームヘルプ利用			4,470円	—	—

備考

- 1 「区分」とは、入居者の障害支援区分をいう。
- 2 「4対1」とは、入居者の利用するグループホームの指定障害福祉サービス基準に掲げる世話人（以下「世話人」という。）の配置基準をいい、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上世話人が配置されているものとして東京都知事または八王子市長に届け出たものをいう（「5対1」、「6対1」、「10対1」の意も同様）。
- 3 「体験」とは、一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が認められた、

体験利用をいう。

4 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）第199条の2に当たる外部サービス利用型共同生活援助事業所の算定する日額単価については、つぎのとおりとする。

- (1) 障害支援区分2以上は、上記「区分2」の単価を算定する。
- (2) 障害支援区分1以下は、上記「区分1または区分なし」の単価を算定する。

イ 減額内容 入居者1人当たりの日額単価

減額する事由		減じる額
計画書の未作成による減算	3か月未満	1,560円
	3か月以上	2,600円
大規模施設による減算		260円
職員の欠如による減算（世話人または生活支援員）	3か月未満	1,560円
	3か月以上	2,600円
職員の欠如による減算（サービス管理責任者）	5か月未満	1,560円
	5か月以上	2,600円
身体拘束廃止未実施による減算		60円

備考

- 1 「大規模施設」とは、定員が8人以上の場合をいう。
- 2 「職員の欠如」とは、世話人もしくは生活支援員またはサービス管理責任者が欠員の場合をいう。

2 日中サービス支援型

類型	配置 区分	障害支援区 分等	日額単価							
			1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
日中 サー ビス	3対	第4条第3項第1号、第2号、第3号								
	1、 4対	区分6	1,903	2,114	2,167	2,326	2,432	2,643	2,802	2,960

支援 型	1、 体験		円	円	円	円	円	円	円	
		区分5	1,425 円	1,600 円	1,644 円	1,775 円	1,863 円	2,038 円	2,169 円	2,300 円
		区分4	1,223 円	1,373 円	1,410 円	1,522 円	1,597 円	1,746 円	1,858 円	1,970 円
		区分3	1,031 円	1,153 円	1,183 円	1,275 円	1,336 円	1,458 円	1,549 円	1,640 円
		区分2	803円	897円	920円	990円	1,037 円	1,130 円	1,200 円	1,270 円
		区分1以下	233円	311円	330円	388円	427円	504円	562円	620円
		個人ホーム ヘルプ(区 分6)	0円							
		個人ホーム ヘルプ(区 分5)	0円	0円	0円	0円	0円	61円	156円	250円
		個人ホーム ヘルプ(区 分4)	3円	118円	147円	234円	292円	407円	494円	580円
		第4条第3項第4号、第5号、第6号								
	区分2以上	4,190 円	4,190 円	4,190 円	4,190 円	4,190 円	4,190 円	4,190 円	4,190 円	
	区分1以下	3,040 円	3,040 円	3,040 円	3,040 円	3,040 円	3,040 円	3,040 円	3,040 円	
5対 1	第4条第3項第1号、第2号、第3号									
	区分6	1,583	1,778	1,827	1,974	2,072	2,267	2,414	2,560	

		円	円	円	円	円	円	円	円
区分5	1,307	1,466	1,505	1,624	1,704	1,862	1,981	2,100	
	円	円	円	円	円	円	円	円	
区分4	1,093	1,227	1,260	1,360	1,427	1,560	1,660	1,760	
	円	円	円	円	円	円	円	円	
区分3	901円	1,007	1,033	1,113	1,166	1,272	1,351	1,430	
		円	円	円	円	円	円	円	
区分2	673円	751円	770円	828円	867円	944円	1,002	1,060	
							円	円	
区分1以下	234円	297円	313円	360円	392円	455円	503円	550円	
個人ホームヘルプ(区分6)	0円								
個人ホームヘルプ(区分5)	0円	50円							
個人ホームヘルプ(区分4)	0円	0円	0円	72円	122円	221円	296円	370円	
第4条第3項第4号、第5号、第6号									
区分2以上	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	
	円	円	円	円	円	円	円	円	
区分1以下	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	
	円	円	円	円	円	円	円	円	

備考

- 1 「級地」とは、事業所の所在の地域区分をいう。
- 2 「区分」とは、入居者の障害支援区分をいう。

3 「3対1」とは、入居者の利用するグループホームの世話人の配置基準をいい、常勤換算方法で、利用者の数を3で除して得た数以上世話人が配置されているものとして東京都知事または八王子市長に届け出たものをいう（「4対1」、「5対1」の意も同様）。

4 「体験」とは、一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が認められた、体験利用をいう。

別表第1—2（第4条関係）

運営費の助成

入居者1人当たりの日額単価（滞在型・通過型共通）

（平成31年1月1日以降）

類型	配置 区分	障害支援区 分等	日額単価							
			1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
介護 サー ビス 包括 型	4対1	第4条第3項第1号、第2号、第3号								
		区分6	1,903 円	2,114 円	2,167 円	2,326 円	2,432 円	2,643 円	2,802 円	2,960 円
		区分5	1,425 円	1,600 円	1,644 円	1,775 円	1,863 円	2,038 円	2,169 円	2,300 円
		区分4	1,223 円	1,373 円	1,410 円	1,522 円	1,597 円	1,746 円	1,858 円	1,970 円
		区分3	1,031 円	1,153 円	1,183 円	1,275 円	1,336 円	1,458 円	1,549 円	1,640 円
		区分2	803円	897円	920円	990円	1,037 円	1,130 円	1,200 円	1,270 円
		区分1以下	233円	311円	330円	388円	427円	504円	562円	620円
		個人ホーム ヘルプ（区 分6）	0円							

	個人ホームヘルプ（区分5）	0円	0円	0円	0円	0円	61円	156円	250円
	個人ホームヘルプ（区分4）	3円	118円	147円	234円	292円	407円	494円	580円
第4条第3項第4号、第5号、第6号									
	区分2以上	4,190円							
	区分1以下	3,040円							
5対	第4条第3項第1号、第2号、第3号								
1									
	区分6	1,583円	1,778円	1,827円	1,974円	2,072円	2,267円	2,414円	2,560円
	区分5	1,307円	1,466円	1,505円	1,624円	1,704円	1,862円	1,981円	2,100円
	区分4	1,093円	1,227円	1,260円	1,360円	1,427円	1,560円	1,660円	1,760円
	区分3	901円	1,007円	1,033円	1,113円	1,166円	1,272円	1,351円	1,430円
	区分2	673円	751円	770円	828円	867円	944円	1,002円	1,060円
	区分1以下	234円	297円	313円	360円	392円	455円	503円	550円
	個人ホームヘルプ（区分6）	0円							

	個人ホームヘルプ（区分5）	0円	50円						
	個人ホームヘルプ（区分4）	0円	0円	0円	72円	122円	221円	296円	370円
第4条第3項第4号、第5号、第6号									
	区分2以上	3,480円							
	区分1以下	2,530円							
6対	第4条第3項第1号、第2号、第3号								
1									
	区分6	1,966円	2,151円	2,197円	2,336円	2,428円	2,613円	2,752円	2,890円
	区分5	1,690円	1,838円	1,875円	1,986円	2,060円	2,208円	2,319円	2,430円
	区分4	1,488円	1,610円	1,641円	1,733円	1,794円	1,917円	2,009円	2,100円
	区分3	1,284円	1,379円	1,403円	1,474円	1,522円	1,617円	1,689円	1,760円
	区分2	1,056円	1,123円	1,140円	1,190円	1,223円	1,290円	1,340円	1,390円
	区分1以下	558円	613円	626円	667円	694円	749円	790円	830円
	個人ホームヘルプ（区分6）	0円							

	個人ホームヘルプ（区分5）	0円	0円	8円	83円	132円	232円	306円	380円
	個人ホームヘルプ（区分4）	256円	345円	367円	434円	478円	567円	634円	700円
第4条第3項第4号、第5号、第6号									
	区分2以上	3,480円							
	区分1以下	2,530円							
体験	第4条第3項第1号、第2号、第3号								
	区分6	1,555円	1,776円	1,831円	1,997円	2,108円	2,329円	2,495円	2,660円
	区分5	1,077円	1,262円	1,308円	1,447円	1,539円	1,724円	1,862円	2,000円
	区分4	875円	1,034円	1,074円	1,193円	1,273円	1,432円	1,551円	1,670円
	区分3	683円	814円	847円	946円	1,012円	1,143円	1,242円	1,340円
	区分2	455円	558円	584円	661円	713円	816円	893円	970円
	区分1以下	0円	0円	0円	59円	103円	190円	255円	320円
	第4条第3項第4号、第5号、第6号								
	区分2以上	4,190円							

		区分1以下	3,040 円							
外部 サー ビス 利用 型	4対 1	第4条第3項第1号、第2号、第3号								
		区分2以上	1,383 円	1,461 円	1,480 円	1,538 円	1,577 円	1,654 円	1,712 円	1,770 円
		区分1以下	233円	311円	330円	388円	427円	504円	562円	620円
	第4条第3項第4号、第5号、第6号									
	区分2以上	4,190 円	4,190 円	4,190 円	4,190 円	4,190 円	4,190 円	4,190 円	4,190 円	
	区分1以下	3,040 円	3,040 円	3,040 円	3,040 円	3,040 円	3,040 円	3,040 円	3,040 円	
5対 1	1	第4条第3項第1号、第2号、第3号								
		区分2以上	1,184 円	1,247 円	1,263 円	1,310 円	1,342 円	1,405 円	1,453 円	1,500 円
		区分1以下	234円	297円	313円	360円	392円	455円	503円	550円
	第4条第3項第4号、第5号、第6号									
	区分2以上	3,480 円	3,480 円	3,480 円	3,480 円	3,480 円	3,480 円	3,480 円	3,480 円	
	区分1以下	2,530 円	2,530 円	2,530 円	2,530 円	2,530 円	2,530 円	2,530 円	2,530 円	
6対 1	1	第4条第3項第1号、第2号、第3号								
		区分2以上	1,508 円	1,563 円	1,576 円	1,617 円	1,644 円	1,699 円	1,740 円	1,780 円

		区分1以下	558円	613円	626円	667円	694円	749円	790円	830円
		第4条第3項第4号、第5号、第6号								
		区分2以上	3,480円							
		区分1以下	2,530円							
	体験	第4条第3項第1号、第2号、第3号								
		区分2以上	1,035円	1,122円	1,144円	1,209円	1,253円	1,340円	1,405円	1,470円
		区分1以下	0円	0円	0円	59円	103円	190円	255円	320円
		第4条第3項第4号、第5号、第6号								
		区分2以上	4,190円							
		区分1以下	3,040円							
日中	3対	第4条第3項第1号、第2号、第3号								
サー	1、									
ビス	4対	区分6	1,903円	2,114円	2,167円	2,326円	2,432円	2,643円	2,802円	2,960円
支援	1、	区分5	1,425円	1,600円	1,644円	1,775円	1,863円	2,038円	2,169円	2,300円
型	体験	区分4	1,223円	1,373円	1,410円	1,522円	1,597円	1,746円	1,858円	1,970円
		区分3	1,031円	1,153円	1,183円	1,275円	1,336円	1,458円	1,549円	1,640円

	区分 2	803円	897円	920円	990円	1,037円	1,130円	1,200円	1,270円
	区分 1 以下	233円	311円	330円	388円	427円	504円	562円	620円
	個人ホームヘルプ (区分 6)	0円							
	個人ホームヘルプ (区分 5)	0円	0円	0円	0円	0円	61円	156円	250円
	個人ホームヘルプ (区分 4)	3円	118円	147円	234円	292円	407円	494円	580円
第 4 条第 3 項第 4 号、第 5 号、第 6 号									
	区分 2 以上	4,190円							
	区分 1 以下	3,040円							
5 対	第 4 条第 3 項第 1 号、第 2 号、第 3 号								
1	区分 6	1,583円	1,778円	1,827円	1,974円	2,072円	2,267円	2,414円	2,560円
	区分 5	1,307円	1,466円	1,505円	1,624円	1,704円	1,862円	1,981円	2,100円
	区分 4	1,093円	1,227円	1,260円	1,360円	1,427円	1,560円	1,660円	1,760円
	区分 3	901円	1,007円	1,033円	1,113円	1,166円	1,272円	1,351円	1,430円

区分2	673円	751円	770円	828円	867円	944円	1,002円	1,060円
区分1以下	234円	297円	313円	360円	392円	455円	503円	550円
個人ホームヘルプ（区分6）	0円							
個人ホームヘルプ（区分5）	0円	50円						
個人ホームヘルプ（区分4）	0円	0円	0円	72円	122円	221円	296円	370円
第4条第3項第4号、第5号、第6号								
区分2以上	3,480円							
区分1以下	2,530円							

(令和3年4月1日以降)

類型	配置	障害支援区分等	日額単価							
			1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
介護サービス包括型	4対1	第4条第3項第1号、第2号、第3号								
		区分6	1,891円	2,103円	2,156円	2,315円	2,421円	2,632円	2,791円	2,950円
		区分5	1,413円	1,589円	1,633円	1,764円	1,852円	2,028円	2,159円	2,290円
		区分4	1,212円	1,362円	1,399円	1,511円	1,587円	1,735円	1,847円	1,960円

		円	円	円	円	円	円	円	円
	区分3	1,066 円	1,187 円	1,216 円	1,308 円	1,369 円	1,490 円	1,580 円	1,670 円
	区分2	826円	920円	942円	1,012 円	1,059 円	1,151 円	1,220 円	1,290 円
	区分1以下	245円	322円	341円	399円	438円	515円	572円	630円
	個人ホーム ヘルプ(区 分5)	0円	0円	0円	0円	0円	50円	146円	240円
	個人ホーム ヘルプ(区 分4)	0円	107円	136円	223円	281円	397円	484円	570円
第4条第3項第4号、第5号、第6号									
	区分2以上	4,190 円							
	区分1以下	3,040 円							
5対	第4条第3項第1号、第2号、第3号								
1									
	区分6	1,572 円	1,767 円	1,816 円	1,963 円	2,062 円	2,257 円	2,404 円	2,550 円
	区分5	1,295 円	1,454 円	1,493 円	1,613 円	1,693 円	1,851 円	1,970 円	2,090 円
	区分4	1,082 円	1,216 円	1,249 円	1,349 円	1,417 円	1,549 円	1,649 円	1,750 円
	区分3	924円	1,030 円	1,055 円	1,135 円	1,188 円	1,293 円	1,371 円	1,450 円

	区分 2	685円	762円	781円	839円	878円	955円	1,012円	1,070円
	区分 1 以下	246円	308円	324円	371円	403円	465円	513円	560円
	個人ホームヘルプ (区分 5)	0円	40円						
	個人ホームヘルプ (区分 4)	0円	0円	0円	61円	111円	211円	286円	360円
第 4 条第 3 項第 4 号、第 5 号、第 6 号									
	区分 2 以上	3,480円							
	区分 1 以下	2,530円							
6 対	第 4 条第 3 項第 1 号、第 2 号、第 3 号								
1									
	区分 6	1,955円	2,139円	2,186円	2,325円	2,417円	2,603円	2,742円	2,880円
	区分 5	1,678円	1,827円	1,864円	1,975円	2,049円	2,197円	2,308円	2,420円
	区分 4	1,476円	1,599円	1,630円	1,722円	1,783円	1,907円	1,999円	2,090円
	区分 3	1,308円	1,402円	1,426円	1,496円	1,544円	1,638円	1,710円	1,780円
	区分 2	1,068円	1,134円	1,152円	1,201円	1,234円	1,300円	1,350円	1,400円
	区分 1 以下	569円	624円	637円	678円	704円	760円	801円	840円

	個人ホームヘルプ（区分5）	0円	0円	0円	72円	121円	221円	295円	370円
	個人ホームヘルプ（区分4）	245円	334円	356円	423円	468円	557円	624円	690円
第4条第3項第4号、第5号、第6号									
	区分2以上	3,480円							
	区分1以下	2,530円							
体験	第4条第3項第1号、第2号、第3号								
	区分6	1,543円	1,764円	1,820円	1,986円	2,097円	2,319円	2,485円	2,650円
	区分5	1,065円	1,251円	1,297円	1,436円	1,528円	1,713円	1,852円	1,990円
	区分4	864円	1,023円	1,063円	1,183円	1,263円	1,422円	1,541円	1,660円
	区分3	718円	847円	880円	979円	1,045円	1,174円	1,273円	1,370円
	区分2	478円	580円	606円	683円	735円	837円	913円	990円
	区分1以下	0円	0円	16円	81円	125円	211円	275円	340円
	第4条第3項第4号、第5号、第6号								
	区分2以上	4,190円							

		区分1以下	3,040 円							
外部 サー ビス 利用 型	4対 1	第4条第3項第1号、第2号、第3号								
		区分2以上	1,395 円	1,472 円	1,491 円	1,549 円	1,588 円	1,665 円	1,722 円	1,780 円
		区分1以下	245円	322円	341円	399円	438円	515円	572円	630円
	第4条第3項第4号、第5号、第6号									
	区分2以上	4,190 円	4,190 円	4,190 円	4,190 円	4,190 円	4,190 円	4,190 円	4,190 円	
	区分1以下	3,040 円	3,040 円	3,040 円	3,040 円	3,040 円	3,040 円	3,040 円	3,040 円	
5対 1	1	第4条第3項第1号、第2号、第3号								
		区分2以上	1,196 円	1,258 円	1,274 円	1,321 円	1,353 円	1,415 円	1,463 円	1,510 円
		区分1以下	246円	308円	324円	371円	403円	465円	513円	560円
	第4条第3項第4号、第5号、第6号									
	区分2以上	3,480 円	3,480 円	3,480 円	3,480 円	3,480 円	3,480 円	3,480 円	3,480 円	
	区分1以下	2,530 円	2,530 円	2,530 円	2,530 円	2,530 円	2,530 円	2,530 円	2,530 円	
6対 1	1	第4条第3項第1号、第2号、第3号								
		区分2以上	1,519 円	1,574 円	1,587 円	1,628 円	1,654 円	1,710 円	1,751 円	1,790 円

		区分1以下	569円	624円	637円	678円	704円	760円	801円	840円
		第4条第3項第4号、第5号、第6号								
		区分2以上	3,480円							
		区分1以下	2,530円							
	体験	第4条第3項第1号、第2号、第3号								
		区分2以上	1,058円	1,144円	1,166円	1,231円	1,275円	1,361円	1,425円	1,490円
		区分1以下	0円	0円	16円	81円	125円	211円	275円	340円
		第4条第3項第4号、第5号、第6号								
		区分2以上	4,190円							
		区分1以下	3,040円							
日中 サー ビス 支援 型	3対1	第4条第3項第1号、第2号、第3号								
		区分6	1,891円	2,103円	2,155円	2,315円	2,421円	2,632円	2,791円	2,950円
		区分5	1,413円	1,589円	1,633円	1,764円	1,852円	2,028円	2,159円	2,290円
		区分4	1,211円	1,362円	1,399円	1,511円	1,586円	1,735円	1,848円	1,960円
		区分3	1,854円	1,953円	1,978円	2,053円	2,102円	2,202円	2,276円	2,350円

	区分 2	1,325 円	1,405 円	1,424 円	1,483 円	1,523 円	1,602 円	1,661 円	1,720 円
	区分 1 以下	685円	751円	766円	816円	848円	913円	961円	1,010 円
	個人ホーム ヘルプ (区 分 5)	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	51円	146円	240円
	個人ホーム ヘルプ (区 分 4)	0 円	107円	136円	223円	281円	396円	483円	570円
第 4 条第 3 項第 4 号、第 5 号、第 6 号									
	区分 2 以上	4,190 円							
	区分 1 以下	3,040 円							
4 対	第 4 条第 3 項第 1 号、第 2 号、第 3 号								
1									
	区分 6	1,892 円	2,103 円	2,156 円	2,315 円	2,422 円	2,632 円	2,791 円	2,950 円
	区分 5	1,413 円	1,588 円	1,633 円	1,764 円	1,852 円	2,028 円	2,159 円	2,290 円
	区分 4	1,211 円	1,361 円	1,399 円	1,511 円	1,586 円	1,736 円	1,848 円	1,960 円
	区分 3	1,762 円	1,864 円	1,889 円	1,965 円	2,016 円	2,118 円	2,194 円	2,270 円
	区分 2	1,220 円	1,303 円	1,323 円	1,385 円	1,426 円	1,508 円	1,569 円	1,630 円

	区分1以下	592円	661円	677円	728円	762円	829円	879円	930円
	個人ホームヘルプ（区分5）	0円	0円	0円	0円	0円	51円	146円	240円
	個人ホームヘルプ（区分4）	0円	106円	136円	223円	281円	397円	484円	570円
第4条第3項第4号、第5号、第6号									
	区分2以上	3,480円							
	区分1以下	2,530円							
5対	第4条第3項第1号、第2号、第3号								
1	区分6	1,571円	1,767円	1,816円	1,963円	2,061円	2,256円	2,404円	2,550円
	区分5	1,295円	1,455円	1,494円	1,613円	1,693円	1,852円	1,971円	2,090円
	区分4	1,081円	1,216円	1,248円	1,349円	1,416円	1,550円	1,650円	1,750円
	区分3	1,563円	1,650円	1,672円	1,738円	1,782円	1,869円	1,935円	2,000円
	区分2	1,032円	1,101円	1,117円	1,168円	1,202円	1,269円	1,319円	1,370円
	区分1以下	547円	602円	615円	656円	684円	738円	779円	820円
	個人ホームヘルプ（区	0円	40円						

	分5)								
	個人ホームヘルプ(区分4)	0円	0円	0円	61円	111円	210円	286円	360円
第4条第3項第4号、第5号、第6号									
	区分2以上	3,480円							
	区分1以下	2,530円							
体験	第4条第3項第1号、第2号、第3号								
	区分6	1,571円	1,767円	1,815円	1,963円	2,061円	2,257円	2,404円	2,550円
	区分5	1,295円	1,455円	1,494円	1,613円	1,693円	1,851円	1,971円	2,090円
	区分4	1,081円	1,216円	1,249円	1,349円	1,416円	1,550円	1,650円	1,750円
	区分3	1,759円	1,842円	1,862円	1,924円	1,965円	2,048円	2,109円	2,170円
	区分2	1,230円	1,292円	1,307円	1,354円	1,386円	1,447円	1,494円	1,540円
	区分1以下	721円	771円	783円	820円	846円	895円	933円	970円
第4条第3項第4号、第5号、第6号									
	区分2以上	4,190円							
	区分1以下	3,040円							

				円	円	円	円	円	円	円	円
--	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---

備考

- 1 「級地」とは、事業所の所在の地域区分をいう。
- 2 「区分」とは、入居者の障害支援区分をいう。
- 3 「4対1」とは、入居者の利用するグループホームの世話人の配置基準をいい、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上世話人が配置されているものとして東京都知事または八王子市長に届け出たものをいう（「3対1」、「5対1」、「6対1」の意も同様）。
- 4 「体験」とは、一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が認められた、体験利用をいう。

別表第2（第5条関係）

夜間支援体制に対する助成

入居者1人当たりの日額単価

項目	基準額
夜間加算	991円

別表第3（第6条関係）

家賃助成

1 助成の内容

区分	入居者の所得額	助成額
1	月額73,000円未満	家賃の全額 ただし、月額24,000円を限度とする。 なお、法第34条第1項に規定する特定障害者特別給付費の支給対象となる入居者にあつては、上記金額から特定障害者特別給付費を控除した額を限度とする。
2	月額73,000円以上 97,000円未満	家賃の半額 ただし、月額12,000円を限度とする。 なお、法第34条第1項に規定する特定障害者特別

	給付費の支給対象となる入居者にあつては、上記金額から特定障害者特別給付費を控除した額を限度とする。
--	---

## 備考

- 1 所得額は、別表第3の2の家賃助成算定基準による。
- 2 月の途中において、グループホームの利用を開始し、または廃止した場合における当該月に係る助成額は、家賃の月額を基準として日割計算によるものと上記助成限度額を比較して低い額とする。
- 2 家賃助成算定基準
  - (1) 所得額は、入居者の収入月額（収入として認定しないものに該当するものは除く。）から必要経費を控除した額とする。
    - ア 所得税法（昭和40年法律第33号）第26条第1項に定める不動産所得、同法第28条第1項に定める給与所得および同法第33条第1項に定める譲渡所得
    - イ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項に定める公的年金給付
    - ウ 国および地方自治体が支給する各種手当、交通費給付
  - (2) 収入は、つぎのものをいう。
    - ア 所得税法（昭和40年法律第33号）第26条第1項に定める不動産所得、同法第28条第1項に定める給与所得および同法第33条第1項に定める譲渡所得
    - イ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項に定める公的年金給付
    - ウ 国および地方自治体が支給する各種手当、交通費給付
  - (3) 収入として認定しないものは、つぎのものをいう。
    - ア 地方公共団体またはその長が支給する福祉的給付金のうち、支給対象者1人につき17,000円以内の額（月額）
  - (4) 必要経費は、つぎのものをいう。
    - ア 社会保険料
    - イ 所得税
    - ウ 地方税
    - エ 交通費
    - オ （2）の収入から（3）を差し引いた額を基に、別表第3の3の基礎控除額表により算出された額
- 3 基礎控除額表

(単位：円)

収入金額（月額）別区分	控除額
0～15,000	収入額と同額
15,001～15,199	収入額と同額
15,200～18,999	15,200
19,000～22,999	15,600
23,000～26,999	16,000
27,000～30,999	16,400
31,000～34,999	16,800
35,000～38,999	17,200
39,000～42,999	17,600
43,000～46,999	18,000
47,000～50,999	18,400
51,000～54,999	18,800
55,000～58,999	19,200
59,000～62,999	19,600
63,000～66,999	20,000
67,000～70,999	20,400
71,000～74,999	20,800
75,000～78,999	21,200
79,000～82,999	21,600
83,000～86,999	22,000
87,000～90,999	22,400
91,000～94,999	22,800
95,000～98,999	23,200
99,000～102,999	23,600
103,000～106,999	24,000
107,000～110,999	24,400

111, 000～114, 999	24, 800
115, 000～118, 999	25, 200
119, 000～122, 999	25, 600
123, 000～126, 999	26, 000
127, 000～130, 999	26, 400
131, 000～134, 999	26, 800
135, 000～138, 999	27, 200
139, 000～142, 999	27, 600
143, 000～146, 999	28, 000
147, 000～150, 999	28, 400
151, 000～154, 999	28, 800
155, 000～158, 999	29, 200
159, 000～162, 999	29, 600
163, 000～166, 999	30, 000
167, 000～170, 999	30, 400
171, 000～174, 999	30, 800
175, 000～178, 999	31, 200
179, 000～182, 999	31, 600
183, 000～186, 999	32, 000
187, 000～190, 999	32, 400
191, 000～194, 999	32, 800
195, 000～198, 999	33, 200
199, 000～202, 999	33, 600
203, 000～206, 999	34, 000
207, 000～210, 999	34, 400
211, 000～214, 999	34, 800
215, 000～218, 999	35, 200
219, 000～222, 999	35, 600

223,000～226,999	36,000
227,000～230,999	36,400
231,000～	収入金額が231,000円以上の場合は、収入金額が4,000円増加するごとに400円増加

別表第4（第7条関係）

施設借上費の助成

基準額	摘要
月額69,800円 ただし、家賃等の額が69,800円を下回る場合は、当該家賃等の額とする。 なお、法第34条第1項に規定する特定障害者特別給付費の支給対象となる入居者にあつては、上記金額から特定障害者特別給付費を控除した額を限度とする。	1 家賃等とは、入居者（精神障害者または第2条第2号イに規定する通過型に入居する知的障害者に限る。）の居住する居室の家賃、更新料および礼金をいう。 2 生活保護受給者については、住宅扶助を除く。

備考 月の途中において、グループホームの利用を開始し、または廃止した場合における当該月に係る助成額は、家賃等の月額を基準として日割計算によるものと上記助成限度額を比較して低い額とする。

別表第5（第8条関係）

通過型に対する助成

1 通過型（運営費）加算

入居者1人当たりの日額単価

項目	基準額
通過型加算	926円

2 通過型（施設借上費）加算

基準額	摘要
月額69,800円 ただし、家賃等の額が69,800円を下回る場合は、当該家賃等の額とする。	1 家賃等とは、入居者（精神障害者または第2条第2号イに規定する通過型に入居する知的障害者に限る。）の居

<p>なお、法第34条第1項に規定する特定障害者特別給付費の支給対象となる入居者にあつては、上記金額から特定障害者特別給付費を控除した額を限度とする。</p>	<p>住する居室もしくは退去した居室または交流室の家賃、更新料および礼金をいう。</p> <p>2 生活保護受給者については、住宅扶助を除く。</p>
---	---

備考 月の途中において、グループホームの利用を開始し、または廃止した場合における当該月に係る助成額は、家賃等の月額を基準として日割計算によるものと上記助成限度額を比較して低い額とする。ただし、交流室については、この限りでない

別表第6（第9条関係）

精神科医療連携体制に対する助成

入居者1人当たりの日額単価

項目	基準額
精神科医療連携体制加算	330円

家賃助成申請書

練馬区長 殿

受給者証番号

申請者 (本人)

〒 -

住 所

氏 名

障害者グループホームの家賃助成を受けたいので、つぎのとおり申請します。

グループホーム名	名 称			運営主体		
	所在地	〒 -		入居 年月日	年	月 日
収 入 状 況 等	収 入 額 (月 額)			控 除 額 (月 額)		
	給 料		円	社会保険料		円
	時間外勤務 手当		円	所得税		円
	通勤 手当		円			
	( ) 手当		円	住民税		円
	( ) 手当		円			
	賃 金		円	交通費		円
	授産工賃		円			
	交通費補助		円	基礎控除		円
	障害基礎年金		円			
	その他 ( )		円			
賞与 (支給額を支給期間 月数で割ること)		円				
福祉的給付金 ( ) 手当		円				
( ) 手当		円				
上記のうち、収入と して認定しない額	△		円			
収入額計 (a)			円	控除額計 (b)		円
家 賃 (月 額)			円	所得額 (a-b)		円

第2号様式（第10条関係）

家賃助成承認・不承認通知書

年 月 日

受給者証番号

様

練馬区長

印

障害者グループホームの家賃助成について、つぎのとおり 承認・不承認 したので通知します。

グ ル ー プ ホ ー ム	名 称	
	所在地	
	入居年月日	年 月 日
	運営主体	
家賃月額	円	
家賃助成額	円	
家賃助成期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
理 由 (不承認の場合)		
備 考	1 月の途中でグループホームに入居し、または退去した月については、入居し、または退去した日を含めて、家賃月額を基準にして日割り計算により助成します。 2 家賃月額が変更されたときには、助成額も変更される場合があります。 3 助成金は、申請人本人名義の口座に振り込みます。	



第4号様式 (第10条関係)

都 単 価 請 求 書  
(共同生活援助)

年 月 日

練馬区長 殿

下記のとおり請求します。

補助要件については、別紙のとおりです。

- 別紙の提出あり  
 別紙の提出なし

請求事業者	事業所番号	
	住所 (所在地)	
	電話番号	
	名称	
代表者 職・氏名		

サービス提供月			年		月分
---------	--	--	---	--	----

明細書件数	
-------	--

請求金額			百万			千			円
------	--	--	----	--	--	---	--	--	---

口座振替依頼欄

金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 出張所
預金種別	普通	当座
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

請求担当者	氏名	
	連絡先	

別紙

都 単 価 請 求 書 ( 別 紙 )  
( 共 同 生 活 援 助 )

事業所番号	
事業所 名 称	
事業所定員 (前年度 4 月 1 日時点)	

当初指定年月日または 福祉サービス第三者評価受審完了年月日			年			月			日
----------------------------------	--	--	---	--	--	---	--	--	---

- ※ 当初指定年月日と福祉サービス第三者評価受審完了年月日のうち、近い方の年月日を記入してください。
- ※ 確認のため、「指定通知書」または「福祉サービス第三者評価の評価機関が作成した評価調査結果報告書の表紙」の写しを添付してください。

外部研修等受講(前年度実績)

必要研修受講者数	人
----------	---

研修受講者氏名	研修受講年月日	研修名／研修開催者／研修概要

- ※ 前年度 4 月 1 日時点の事業所定員数を30で割った数以上の従業員が受講する必要があります。
- ※ 必要な研修受講者数が4名を超える場合は、複数枚ご提出ください。
- ※ 確認のため、外部研修を受講したことが分かる書類(研修修了書の写し等)を添付してください。

都 単 価 明 細 書 ( 共 同 生 活 援 助 )										都単価額請求用	
										年	月分
受給者証番号					事業所番号						
支給決定障害者氏名					事業者およびその事業所の名称						
主たる障害の種別					類型						
障害支援区分		当該月の都基準日数			日		地域区分				
ユニット名		通過型の指定					人員配置区分				
							精神科医療連携体制加算				

  

	サービスコード	サービス内容	算定単価額	日数	当月算定額	摘要	
基本報酬分	3 3						
	3 3					体験	
	3 3					特例	
	国基本報酬算定無 (日中サービス支援型 区分1・区分2)						
小計					A		
夜間加算分	都夜間加算 ①						
	3 3 5 6					②	
	3 3 5 6					②	
	3 3 5 6					②	
	3 3 5 6 4 0	生援夜間支援等体制加算Ⅲ					
①-②(ただし①-②≤0なら0)					B		
その他加算分	通過型加算		926				
	精神科医療連携体制加算		330				
	小計					C	
施設借上費	算定日数	月総日数	補助基準額	日割額 a	補足給付 b	(ア) a-b	請求額 (ア)(イ)の低い方の額
			69,800				
			家賃額 c	更新料・礼金 d	補足給付 b	住宅扶助 e	(イ) c+d-b-e

  

当月都単価請求額(A+B+C+D)	円
-------------------	---

都単価請求用

都 単 価 明 細 書  
(通過型加算)

		年		月	分
--	--	---	--	---	---

	退去した居室名	退 去 日	当月請求日数	
通滞		年 月 日	日	
通滞		年 月 日	日	
通滞		年 月 日	日	
		算定日数	日	

事業所番号	
事業者およびその事業所の名称	
人員配置区分	

  

都基本単価による総費用額	単 価	算定日数	金 額	算定日数欄には、請求月の日数を記入する。
①				
通過型加算	926			
②				

	算定日数	月総日数	補助基準額	日割額(ア)	家賃	更新料・礼金	家賃の日割額 +礼金・更新料(イ)	請求額 (ア)(イ)の低い方の額
施設借上費③								

  

基本加算請求額	A ①	円
通過型加算請求額	B ②	円
施設借上費請求額	C ③	円
合 計	(A+B+C)	円

第 1 号様式（第10条関係）

第 2 号様式（第10条関係）

第 3 号様式（第10条関係）

第 4 号様式（第10条関係）

第 5 号様式の 1（第10条関係）

第 5 号様式の 2（第10条関係）